菅内閣官房長官記者会見（抄）

菅内閣官房長官記者会見（令和2年9月2日）

今の状況の中で、やはり雇用を守り、企業を存続させていく。そのために、政府としては状況をみて必要であれば、そこはしっかりと金融政策を更に進めていきたいと思います。まさにここが正念場だというふうに思っています。それと、地方の銀行については、わたくし、先般も申しましたけれど、こうした銀行については数が多すぎるという話もさせて頂きました。いずれにしろ、金融というのは、企業がこういう状況の中で、企業の皆さんを支えるためには、必要だと思っていますが、将来的には、先ほど申し上げましたように、数が多すぎるのではないかと思っています。

菅内閣官房長官記者会見（令和2年9月3日）

まず、地方銀行については、人口減少、そういう中にあって、経営環境も厳しく、自ら経営改革を進めて経営基盤を強化し、地域に貢献していく、こうした必要があるというふうに思ってます。この中で、個々の銀行の経営判断の話になりますけれども、再編も一つの選択肢になるというふうに思ってますので、そうした趣旨を申し上げました。これまで独占禁止法の特例の制定などの環境整備に取り組んでおり、地方銀行においては、こうしたことも活用しながら、経営基盤の強化を進めていただきたいと、こういうふうに思います。

出典：金融庁作成資料

新型コロナウイルス感染症対策の中小企業向け資金繰り支援【事業規模：約100兆円、予算額：約14兆円】

（１）政府系及び民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大５年の融資

（政府系）【事業規模：44.2兆円、予算額：6.6兆円】　（民間）【事業規模：52.4兆円、予算額：5.9兆円】

- 日本公庫等によるコロナ特別貸付に特別利子補給制度を併用した実質無利子・無担保・据置最大５年の融資を実施。
- 都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保・据置最大５年の融資を実施。

	日本公庫中小事業	商工中金	日本公庫国民事業	民間金融機関（信用保証）
＜特別貸付＞				＜信用保証＞
売上高▲５％	当初３年間▲0.9% (1.11%→0.21%)		当初３年間▲0.9% (1.36%→0.46%)	セーフティネット保証４号（売上高▲20%）・５号（売上高▲５%）、危機関連保証（売上高▲15%）
＜利子補給＞⇒実質無利子化				＜保証料補助・利子補給＞⇒実質無利子化
	小規模事業者：個人 売上高▲５％ 小規模事業者：法人 売上高▲１５％ 中規模事業者 売上高▲２０％			小規模事業者：個人 売上高▲５％ 小規模事業者：法人 売上高▲１５％ 中規模事業者：個人 売上高▲１５％ 中規模事業者：法人 売上高▲１５％ ※小・中規模事業者は売上高▲５％で保証料１／２
融資枠	2億円（実質無利子） 6億円（基準金利）	2億円（実質無利子） 6億円（基準金利）	4,000万円（実質無利子） 8,000万円（基準金利）	4,000万円（実質無利子） 2.8億円×３（保証枠）
借換	同一の機関であれば、既往債務を実質無利子融資へ借換可能。			信用保証付き既往債務であれば、実質無利子融資へ借換可能。 （○80%保証→80%保証、×80%保証→100%保証）

（２）資本性資金供給・資本増強支援　【事業規模：1.4兆円、予算額：1.2兆円】

(i)金融機関が資本とみなすことができる資本性劣後ローンによる支援

- 日本公庫等が資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業者の成長・再生やスタートアップ企業の資金繰りを支援。

(ii)中小機構出資の官民ファンドによる出資や債権買取等を通じた事業再生・成長支援

- 中小企業経営力強化ファンド：地域の核となる事業者の廃業・倒産を防ぐため、出資等を通じ、事業再生とその後の企業価値の向上を支援。
- 中小企業再生ファンド：過大な債務を抱えた中小企業の再生のため債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施。

（３）新型コロナ特例リスケジュール

- **中小企業再生支援協議会が一括して元金返済猶予を要請し、資金繰り計画（特例リスケジュール計画）の策定支援を実施。**

（４）金融機関等への配慮要請

- 財務省・金融庁と連携し、累次にわたって、**政府系及び民間金融機関等に対し、手続の迅速化や事業者の実情に配慮した支援等を要請。**

出典：中小企業庁作成資料

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の概要

○　**現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期す**ことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要。

○　このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである**金融機能強化法の期限（現在は2022年３月）を2026年３月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を設ける。**

※　第２次補正予算において、政府保証枠を12兆円から15兆円に拡充。

【① 金融機関が申請時に提出する経営強化計画の内容】

［通常］		［特例］
収益性や効率性の目標	⇒	**求めない**
経営体制の見直し（経営責任）	⇒	**求めない**
中小企業に対する信用供与の円滑化等（数値目標を含む）	⇒	数値目標は求めないが**地域経済の再生に資する方策の策定を求める**【内閣府令】

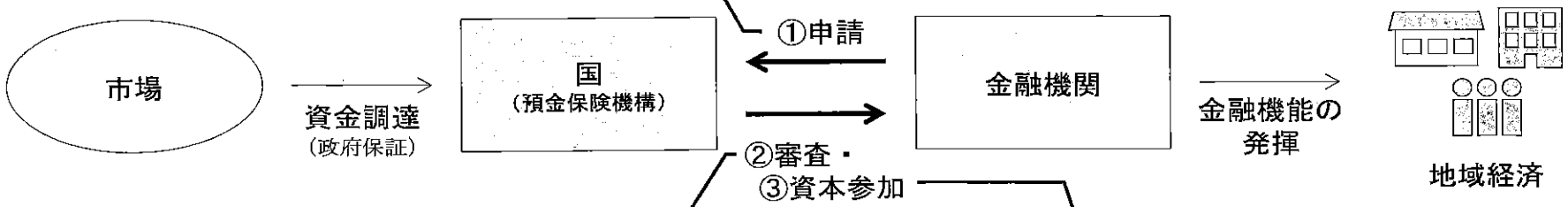

【② 国の審査基準】

［通常］		［特例］
収益性や効率性向上の見込み	⇒	**求めない**
概ね15年以内【政令】の公的資金返済	⇒	**期限は設けない**
適切な資産査定	⇒	**利用可能な直近の情報に基づく適切な資産査定**

【③ 国による資本参加の種類等】

［通常］原則優先株（銀行の場合）
⇒［特例］**普通株や劣後債も可とし、配当率も通常より引下げ**【運用】

出典：金融庁作成資料

（1）　一般的特例（全金融機関）
経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の柔軟化

○ 東日本大震災により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関（「震災特例金融機関等」）について、経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の特例を設ける。

経営強化計画の記載事項

現行	震災特例金融機関等の特例
① 計画期間（３年以内）	計画期間（５年以内）
② 収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策	求めない（収益の見通しのみ求める）
③ 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立	求めない
④ 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策	震災からの復興に資する方策を含む（省令）
（※　省令で貸出比率向上の目標を規定）	数値目標は求めない（省令）
⑤ 株式等の引受け等の額、内容	

国の資本参加の基準

現行	震災特例金融機関等の特例
① 収益性・効率性等の向上が見込まれること	求めない
② 中小企業に対する信用供与の円滑化等が見込まれること	
③ 公的資金の回収が困難でないこと	返済等の期限を緩和する（政令）
（※　政令で返済等の期限を概ね15年以内と規定）	
④ 適切な資産査定がなされていること	利用することができる直近の情報に基づき適切な資産査定がなされていること
⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと	
⑥ 協同組織金融機関等について、一定の地域シェア等	求めない
（※　地域経済にとって不可欠）	

出典：金融庁作成資料

「地域金融強化のための特別当座預金制度」のポイント（2/2）

（１）対象先

● 地域銀行、信用金庫（日本銀行の取引先）

―― その他の地域金融機関（信用組合、労働金庫、農・漁協等）を対象先とするかは、関係先との協議も踏まえて決定する。

（２）要件

● 地域経済の持続的な発展に貢献する方針であり、かつ、次のいずれかを満たすこと。

① 一定の経営基盤の強化を実現すること

―― 収益力強化や経費削減により損益分岐点を一定以上引き下げる（ＯＨＲ：経費／業務粗利益を３年間で▲４％以上引き下げる等）。

② 経営統合等により経営基盤の強化を図ること

３．今後の予定

● 所要の検討を速やかに進め、改めて政策委員会において実施のための基本要領などを決定し、公表する方針（必要な認可についても検討）。

出典：日本銀行作成資料

日本銀行政策委員のＣＰＩインフレ率見通し

（前年比、%）

	2013年度見通し	2014年度見通し	2015年度見通し	2016年度見通し	2017年度見通し	2018年度見通し	2019年度見通し	2020年度見通し	2021年度見通し	2022年度見通し
2013年1月	0.4	0.9								
4月	0.7	1.4	1.9							
7月	0.6	1.3	1.9							
10月	0.7	1.3	1.9							
2014年1月	0.7	1.3	1.9							
4月	0.8	1.3	1.9	2.1						
7月		1.3	1.9	2.1						
10月		1.2	1.7	2.1						
2015年1月		0.9	1.0	2.2						
4月		0.8	0.8	2.0	1.9					
7月			0.7	1.9	1.8					
10月			0.1	1.4	1.8					
2016年1月			0.1	0.8	1.8					
4月			0.0	0.5	1.7	1.9				
7月				0.1	1.7	1.9				
10月				−0.1	1.5	1.7				
2017年1月				−0.2	1.5	1.7				
4月				−0.3	1.4	1.7	1.9			
7月					1.1	1.5	1.8			
10月					0.8	1.4	1.8			
2018年1月					0.8	1.4	1.8			
4月					0.7	1.3	1.8	1.8		
7月						1.1	1.5	1.6		
10月						0.9	1.4	1.5		
2019年1月						0.8	0.9	1.4		
4月						0.8	0.9	1.3	1.6	
7月							0.8	1.2	1.6	
10月							0.5	1.0	1.5	
2020年1月							0.4	0.9	1.4	
4月							0.4	−0.8〜−0.4	0.0〜+0.7	+0.4〜+1.0
7月								−0.6	0.3	0.7
10月								−0.7	0.4	0.7
実績値	0.8	0.8	−0.1	−0.2	0.7	0.8	0.4	−0.5	—	—

（注）１．20/1月まで及び20/7月以降は、政策委員見通しの中央値。20/4月は、先行きの不確実性が従来以上に大きいことに鑑み、各政策委員が最大1.0%ポイントのレンジの範囲内で作成した見通しの「大勢見通し」（９名の政策委員の見通し値<上限値・下限値>のうち上から２個、下から２個、計４個の値を除いて、幅で示したもの）。

２．ＣＰＩインフレ率は、総合除く生鮮食品。消費税率引き上げおよび教育無償化政策（幼児教育・高等教育）の影響を除くケース。

３．実績値の20年度は、4〜9月のラップ値（消費税率引き上げおよび幼児教育無償化の影響を除く）。

（出所）日本銀行、総務省

出典：日本銀行・総務省 作成資料